

【家庭数】

令和3年6月吉日

会 員 各 位

さいたま市立上落合小学校 PTA

会長 菅野 千香子

## PTA 会費集金方法変更と減額について（お知らせ）

これまでの PTA 会費集金は、「集金のお知らせと集金袋の準備と配布→回収→集計→銀行への入金」という流れで行ってまいりました。

それに伴い、運営委員の会計担当を中心に、運営委員や学年委員などが準備や集金数えに時間を割いてまいりました。しかしながら、700件弱の家庭数分の集金数えと銀行への入金、それに伴う準備をすべて手作業で行うことは、仕事をしながら PTA 活動を行う保護者にとっては、かなりの負担と労力が必要でした。また、コロナ禍により、感染リスクを回避すること、銀行の入金手数料の値上げ等鑑みて口座振り込みにて集金することにいたしました。

このことにより、学校へ足を運んでの作業軽減、封筒等消耗備品の軽減に繋がりますが、保護者様には振り込みのひと手間がありますため、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### <変更点>

- ① PTA 会費の集金を口座振込に変更。口座はゆうちょ銀行にて開設。

#### <理由>

保護者様は給食費の引落口座として、ゆうちょ銀行口座は必ず開設しており、ゆうちょ銀行同士送金であれば、送金手数料は 100 円と低額で行えるため。

（ゆうちょダイレクトをご利用の場合、送金手数料がかからないことがあります。）

- ② PTA 会費を年会費として、2,400 円から 2,200 円に変更。

#### <理由>

PTA 活動は年間を通しての活動であり、活動計画と予算案は年間計画として組み立てていることから年会費にすることとした。

また、前述①の通り、集金をゆうちょ銀行口座への振り込みとするため、ゆうちょ銀行同士の送金手数料（保護者負担）が 100 円であること、子ども 1 人につき 50 円ずつ拠出していた子ども会助成金を取りやめること、振り込みに伴う手間が発生することなどを鑑みて 200 円（年間）の減額とする。

上落合小学校 PTA 会則「第 7 章 会計」「第 11 条」 令和 3 年 5 月 25 日改正

- ③ ②により、年会費とすることから、会費の返金はなしとする。

上落合小学校 PTA 内規「第 5 章 会計に関する規定」「第 10 条」削除 令和 3 年 5 月 19 日改正

※今年度は 9 月に集金予定です。学年ごとに振込期間を指定させていただきます。

詳しい日程は 2 学期が始まってからお知らせいたします。